

議案第 83 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「（占用料等）」に改め、同条第 2 項中「前項の占用料」を「第 1 項の占用料及び前項の使用料」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 公園を占用するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1 時間につき 70 円又は 1 日につき 100 円を上限として規則で定める使用料を徴収する。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

隅田公園の再整備に伴い、イベント等による電気設備、音響設備等の付属設備の使用に対応するため、当該付属設備を使用する者から、使用料を徴収するよう定める必要がある。